

## 授業科目の評価及び単位修得の認定に関する規定

(目的)

第 1 条 この規定は、独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校学則に定める授業科目の評価及び単位修得の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目の出席時間数)

第 2 条 講義・実習等における科目の評価を受けるには、学則第 8 条第 3 項の出席をしなければならない。

2 学則第 8 条第 3 項に規定する学校長がやむを得ないと認める理由による欠席とは、次のとおりとする。

- 一 近親者の死亡（2 親等以内）のため
- 二 病気のため
- 三 災害（交通事故を含む）のため
- 四 その他の事情で学校長が特にやむを得ないと認めた場合

3 前 2 項の学校長が特にやむを得ないと認める欠席時間数の限度は、原則として授業時間数の 2 分の 1 未満とする

4 前 2 項の理由により出席時間が 3 分の 2 未満の場合は、科目毎に補習授業または補習実習を行うことがある。それ以外は再履修とする。

(講義及び演習の試験)

第 3 条 講義及び演習の試験（以下「試験」という）は、筆記試験、レポート試験、口述試験、実技試験等の方法で行う。

2 試験の出題及び採点は、原則として授業を担当した講師及び教員が行う。

3 試験は科目ごとに実施する。ただし、同一科目を複数の講師が担当している場合は、担当講師ごとに試験を実施することができる。

4 試験時間は一科目（15～30 時間）50 分とする。

5 同一科目を複数の講師が担当している場合の試験時間と配当点数は、以下のとおりとする。

- ・ 講義時間が 15 以上の場合                      試験時間 50 分
- ・ 講義時間が 15 時間未満の場合              試験時間 30 分
- ・ 担当者の配点 =  $\frac{\text{各担当の授業時間}}{1 \text{ 単位の時間数}} \times 100 \text{ 点}$

6 同一科目を複数の講師が担当している場合は、担当講師の点数を合算して科目の評価とする。評価点が 60 点未満の場合、再試験の対象となり、科目担当講師全員の試験を受ける。

7 当該試験時間の 3 分の 1 以内の遅刻は試験会場に入室できる。ただし、予定されている試験終了時間までとする。

8 前項の時間以上の遅刻は、試験欠席となり、追試験の対象となる。

9 レポート試験は、定められた提出時間に提出することができなかった場合は、試験欠席と同等とし、追試験の対象となる。

10 試験の日程は原則として2週間前までに発表する。ただし、追試験・再試験の場合はこの限りではない。

11 試験において不正行為を行った場合は、当該科目を未修了とみなす。

(追試験)

第4条 講義及び演習の試験をやむを得ない理由で欠席した者は、原則として1回を限度とし、当該試験の追試験を受けることができる。

2 追試験の試験範囲は、原則として前第3条の試験と同じ範囲とする。

3 追試験を受けようとする者は、指定した期日までに追試験料を添えて「追・再試験願」を提出し、学校長の承認を得なければならない。

(再試験)

第5条 試験または追試験の成績が合格点に満たなかった者は、原則として1回を限度とし、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けようとする者は、試験成績発表後3日以内に(当日及び休日は含まない)に再試験料を添えて「追・再試験願」を提出し、学校長の承認を得なければならない。

(講義及び演習の補習授業)

第6条 当該科目の授業時間数の3分の1以上を欠席した者のうち、前第2条第2項の理由に該当する者は、出席すべき時間数に満たない時間数に相当する補習授業を行った後、試験を受けることができる。

2 前項の補習授業は、講義、レポート、実技その他の方法によって行う。

3 補習授業後の試験の合格基準は追試験に準ずる。ただし、その他の事情による欠席で学校長が特に認めた場合はこの限りではない。

4 前第1項の試験を受けようとする者は、「補習授業願」を提出し、学校長の承認を得なければならない。

(臨地実習の評価)

第7条 臨地実習における評価は、当該科目(実習)を担当する実習指導者及び教員が臨地実習評価項目にそって実施する。

第8条 臨地実習評価の評価基準は別に定める。

(再実習)

第9条 臨地実習または追実習の評価が合格点に満たなかった者は、原則として1回を限度とし、再実習を受けることができる。

2 再実習は原則として、長期休暇の期間に行う。

3 再実習を受けようとする者は、臨地実習または追実習の成績発表後3日以内(当日及び休日は含まない)に再実習料を添えて「再実習願」を提出し、学校長の承認を得なければならない。

4 実習方法については、当該科目の担当教員が決定する。

(追実習)

第10条 学則細則第23条に該当する者は、原則として1回を限りとして追実習を行うことができる。

2 追実習は原則として、長期休暇の期間に行う。

- 3 追実習を受けようとする者は、指定されて期日までに追実習料を添えて「追実習願」を提出し、学校長の承認を得なければならない。
- 4 実習方法については、当該科目の担当教員が決定する。

(科目の再履修)

- 第11条 再試験または再実習で単位を取得できなかった授業科目は、原則として次年度に再履修をすることができる。
- 2 再履修は講義、レポート、実技または臨地実習等の方法で授業を受けた後、試験または実習評価を受けることができる。
  - 3 科目の再履修をしようとする者は、当該年度末までに「再履修願」を提出し、学校長の承認を得なければならない。
  - 4 科目の再履修は1回限りとする。

(単位認定に関し必要な事項)

- 第12条 この規定を実施するにあたり必要な事項は、教員会議の議を経て、学校長が決定することができる。

附則

- 1 この規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成26年4月1日から施行する。